

C 1 - 2 8

5 年 保 存 (常) (令和12年12月31日まで)

F N . C 1 - 4 - 0

鹿 刑 企 第 3 0 2 8 号

鹿 捜 一 第 1 3 号

鹿 捜 二 第 1 1 号

鹿 組 対 第 8 6 号

鹿 総 第 2 5 号

鹿 生 企 第 1 7 号

鹿 人 少 第 8 号

鹿 サ 対 第 1 号

鹿 交 企 第 7 号

鹿 公 第 1 1 号

令 和 7 年 1 月 2 2 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担 当	捜 査 共 助 係	TEL	
-----	-----------	-----	--

再被害防止要綱の改正について（通達）

再被害防止については、「再被害防止要綱の改正について（通達）」（平成26年4月4日付け鹿刑企第91号ほか。以下「旧通達」という。）等に基づき実施しているところ、別添のとおり「再被害防止要綱」を改正したので、引き続き、適正な再被害防止措置等に努められたい。

なお、本通達は令和7年1月22日から施行し、旧通達は令和7年1月21日限り廃止する。

再被害防止要綱

第1 目的

本要綱は、犯罪の被害者又はその親族（以下「被害者等」という。）が、検挙した当該犯罪の被疑者（以下「加害者」という。）から再び危害を加えられる事態を防止するため、被害者等の保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 再被害防止対象者

被害者等のうち、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者の再犯により、生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要があるとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者（以下「対象者」という。）をいう。ただし、「鹿児島県警察保護対策実施要綱の改正について（通達）」（令和6年5月13日付け鹿組対第929号）の保護対象者を除く。

また、被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、加害者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用して、必要な措置を講ずるものとする。

第3 再被害防止対象者の指定

1 指定上申

- (1) 犯罪の被疑者を検挙した警察署又は警察本部の事件主管課の長は、被害者等を対象者に指定する必要を認めた場合には、本部長に上申するものとする。
- (2) 被害者等からの相談、関係機関からの通報等を受理した場合には、当該相談等に関係する所属の長は、対象者について指定の可否を検討し、その必要を認めたときは、本部長に上申するものとする。
- (3) 警察署長が指定を上申する場合は、警察本部の事件主管課の長（以下「本部担当課長」という。）を経由して行うものとする。
- (4) 指定を上申する場合、本部担当課長は、所属する部門の庶務担当課（生活安全企画課、刑事企画課、交通企画課及び公安課をいう。）の長（以下「庶務担当課長」という。）に対象者、事案概要等を連絡するものとする。

2 指定

- (1) 本部長は、1による上申があった被害者等が、対象者に該当すると認める場合には、当該被害者等を対象者に指定するものとする。

- (2) (1)により当該被害者等を対象者に指定するとき、併せて当該対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署（以下「実施警察署」という。）に指定するとともに、指定期間を通知するものとする。
- (3) 本部担当課長は、上申した被害者等が対象者に指定された時は、本部被害者等支援担当課長（総務課長をいう。）に対象者、事案概要等を連絡するものとする。

第4 再被害防止措置の体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

1 本部担当課長

本部担当課長は、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析するとともに、実施警察署を指導するものとする。

2 実施警察署

(1) 実施警察署長

実施警察署の長（以下「実施警察署長」という。）は、再被害防止措置について、総合的な体制を確立するとともに関係所属と連携の上、同措置の実施に当たるものとする。

(2) 実施警察署担当者

実施警察署長は、同署に所属する警部以上の階級にある者の中から実施警察署担当者を指定する。

実施警察署担当者は、同警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

3 庶務担当課長及び本部被害者等支援担当課長

庶務担当課長及び本部被害者等支援担当課長は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、同課長に対し、本要綱の運用及び被害者等支援に関連する事項について助言・協力するものとする。

第5 再被害防止措置の実施

1 関連情報の収集等

本部担当課長、実施警察署長等は、再被害防止措置の実施に必要な関連情報（以下単に「関連情報」という。）を収集するものとする。

なお、関連情報は、適正に管理し、秘密を厳守すること。

2 再被害防止対象者に対する措置

本部担当課長、実施警察署長等は、対象者への連絡体制を確立し、要望等を把握す

るとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を実施するものとする。

なお、加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について、対象者から教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、当該関連情報を教示すること。

3 加害者に対する措置

本部担当課長、実施警察署長等は、加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとし、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

4 報告

本部担当課長及び実施警察署長は、把握した情報及び講じた措置について本部長に報告するものとし、必要に応じて庶務担当課長及び本部被害者等支援担当課長に連絡するものとする。

第6 指定の解除等

1 指定の解除

指定期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 延長等の上申

(1) 指定期間の延長

実施警察署長は、指定期間の延長について、指定期間経過前にその要否を検討し、延長の必要があると認めるときは、期間を定めて、本部担当課長を経由して本部長に上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除

実施警察署長は、指定期間内であっても、再被害防止対象者の指定の必要がなくなったと認めるときは、指定の解除について、本部担当課長を経由して本部長に上申するものとする。

3 決定

本部長は、2の延長等の上申を受けたときは、対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

第7 連携

1 刑事施設等

本部担当課長は、再被害防止措置の実施に当たり、検察庁、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいい、受刑者を収容する少年院を含む。）、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

2 都道府県警察

- (1) 実施警察署長は、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属する場合には、双方の本部担当課長を経由して当該警察署長に依頼するものとする。

なお、この場合において、関係する警察署長は誠実にこれに当たること。

- (2) 本部担当課長は、都道府県警察間の連携等について必要があるときには、警察庁又は管区警察局による調整を求めることができる。